

医療費助成制度のお知らせ

■問合せ
住民課国保医療グループ
☎74-3002

次の項目に該当する方で手続きのお済みでない方は問合せください。

1割の自己負担をした方は、月額上限額を超えた分が払い戻されます。なお同じ世帯の中に同一助成対象者がいる場合は、同一月内で合算し、上限額を超えた分が払い戻されます。(いずれも申請が必要です)

所得制限の表の中で4人以上の扶養人数の場合については問合せください。

自己負担	
町民税課税世帯の方は、1割負担 入院 44,400円 (月額上限) 通院 12,000円 (月額上限)	3歳未満児及び町民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ負担 内科 580円 歯科 510円 柔道整復(乳幼児は除く) 270円

所得制限(主として本人の生計を維持する方に適用)	
扶養人数(人)	所得額(千円)
0	6,287
1	6,536
2	6,749
3	6,962
後期高齢者医療被保険者証に1割負担と表示されている人で、重度医療(障害)を受けている方が町民税課税世帯の場合は、重度医療での助成は適用されません。	
扶養人数(人)	所得額(千円)
0	2,360
1	2,740
2	3,120
3	3,500

助成対象	対象医療～入院・通院・訪問看護(精神障害者は入院除く)
重度心身障害者	●身体障害者手帳1、2級及び3級の内部障害の方 ●重度の知的障害者の方(IQ5以下など) ●療育手帳のA判定の方 ●精神障害者保健福祉手帳1級の方 65歳～74歳の方は、後期高齢者医療の障害認定を受けていることも要件になります。
ひとり親家庭等	●ひとり親家庭等の18歳までの児童と、その児童を扶養・監護している母または父 ●ひとり親家庭等の20歳までの児童と、その児童を扶養している母または父 対象医療～入院・通院・訪問看護(親は通院除く)
乳幼児等	●0歳～12歳までのお子さん(満12歳に達する日以後の3月31日まで) 対象医療～入院・通院・訪問看護(小学生は通院除く)

国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

■問合せ
年金事務所(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくなるとも便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただきますことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

前納の申し込みは、1年度分及び上期6カ月分(4月分～9月分)は2月末までに、下期6カ月分(10月分～翌年3月分)は8月末までに年金事務所必着にてお申し込みください。

すでに口座振替で前納されている方は、毎年の申込みは不要です。

申込みは、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機

関の届出印)し、管轄の年金事務所に申込みされるか郵送してください。

金融機関窓口へ提出されてもよいです。

口座振替が開始されるまで、申し込み後2カ月程かかります。申し込みはお早めに。

年金事務相談所開設のご案内
老後の生活を支える柱として欠かせないのが年金です。

当日は、室蘭年金事務所の職員の方が相談員として対応します。

■日時 2月7日(木) 10時30分から15時30分

■場所 洞爺湖町役場 302号会議室

年金手帳をご持参ください。

自治会に加入しましょう!

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

自治会は地域コミュニティの核となる、大変重要な地域の活動団体です。

活発な活動はうるおいある地域生活を育むだけでなく、安心・安全なまちづくりにおいても重要な役割を果たします。

ぜひ地域活動への参加のきっかけとして、自治会に加入してみませんか?

●自治会の大切な役割
1. 住民同士の親睦を深め、連帯意識を高めることにより、地域での日常生活を豊かで円滑なものにします。

2. 顔見知りが増え連帯感が高まれば、防犯面の安全向上につながり、災害などの緊急時にも被害を少なくできます。

3. 回覧などにより、新聞や広報以外でも情報を伝達することができます。

4. 地域の意見や問題点をまとめて行政に要望する、意見反映のパイプ役の機能もあります。

5. 住民が地域の課題に積極的に関わっていく場に、参加することが出来ます。

●自治会に加入するとき
現在、町内にはお住まいの地域により、42の自治会があります。自治会への加入をお考えの場合には、お近くの自治会長、班長にお申し出ください。

お住まいの地域の自治会がわからない場合には、住民課住民・戸籍年金グループ又は自治会連合会事務局(☎76-4363)まで問い合わせください。